

令和6年2月20日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 石 渡 勇

**「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び
「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部改正について**

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について下記の通り、こども家庭庁成育局長、文部科学省研究振興局長、厚生労働省健康・生活衛生局長より通知がありました。関係者にご案内いただくようお願いいたします。

記

ヒト受精胚を使用する基礎的研究に関する倫理指針である「ヒト受精胚の作成を伴う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」について

今般、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～」（令和4年2月1日 総合科学技術・イノベーション会議）において、ヒトの受精胚を使用して行う研究に関して、

- ・ ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患の研究
- ・ 核置換技術を用いたミトコンドリア病の研究

を行う場合に、受精胚の提供を受けて行う研究に加え、精子、卵子を入手して研究用に受精させることが可能とされました。

これを踏まえ、上記倫理指針について、ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患の研究や、核置換技術を用いたミトコンドリア病の研究に関連する項目の追加等を中心に改正され、告示・施行されました。

【通知等一覧】

（資料1）「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部改正について

（令和6年2月9日 こども家庭庁成育局長、文部科学省研究振興局長、厚生労働省健康・生活衛生局長）